# 児童手当法施行規則 （昭和四十六年厚生省令第三十三号）

#### 第一条（法第三条第一項の内閣府令で定める理由）

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「法」という。）第三条第一項の内閣府令で定める理由は、留学（日本国内に住所を有しなくなつた日の前日まで引き続き三年を超えて日本国内に住所を有していた者及びこれに準ずる者が教育を受けることを目的として外国に居住すること（当該日本国内に住所を有しなくなつた日から三年以内のものに限り、法第四条第一項第一号に規定する父母等と同居する場合を除く。）をいう。）とする。

#### 第一条の二（施設入所等児童の範囲）

法第三条第三項第一号の内閣府令で定める短期間の委託は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者（以下「保護者」という。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、二月以内の期間を定めて行われる委託とする。

##### ２

法第三条第三項第二号の内閣府令で定める短期間の入所は、次の各号のいずれかに掲げる入所又は入院であつて、二月以内の期間を定めて行われるものとする。

###### 一

児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院

###### 二

保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となつたことに伴い、児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同法第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する乳児院等への入所

##### ３

法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

##### ４

法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

#### 第一条の三（父母指定者の届出）

法第四条第一項第二号に規定する父母指定者（以下「父母指定者」という。）が児童手当の支給を受けようとするときは、様式第一号による届書を、その者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくする支給要件児童（法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）の住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

#### 第一条の四（認定の請求）

法第七条第一項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第二号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

##### ２

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

###### 一

支給要件児童のうちに一般受給資格者（法第七条第一項に規定する一般受給資格者をいう。以下同じ。）の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域外に住所を有する児童（施設入所等児童（法第三条第三項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第二条第二項、第五条第一項及び第六条第二項において同じ。）があるときは、当該児童の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

###### 二

支給要件児童のうちに第一条の理由により日本国内に住所を有しない児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 三

一般受給資格者が支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 四

一般受給資格者が未成年後見人として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 五

一般受給資格者が父母指定者として支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 六

一般受給資格者が法第四条第一項第一号に規定する父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 七

一般受給資格者が、支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者であつて、当該支給要件児童と同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしないときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 八

一般受給資格者（未成年後見人であり、かつ、法人である場合を除く。）がその年（一月から五月までの月分の児童手当については、前年とする。）の一月一日において住所地の市町村の区域内に住所を有しなかつたときは、一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書

###### 九

法第五条第一項に規定する児童があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

###### 十

一般受給資格者が被用者（法第十八条第一項に規定する被用者をいう。第四項第二号において同じ。）であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

##### ３

法第七条第二項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第三号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

##### ４

前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

###### 一

施設等受給資格者（法第七条第二項に規定する施設等受給資格者をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が委託されていること又はその設置する障害児入所施設等（法第四条第一項第四号に規定する障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に施設入所等児童が入所若しくは入院をしていることを明らかにすることができる書類

###### 二

施設等受給資格者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

#### 第二条（児童手当の額の改定の請求及び届出）

一般受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「一般受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第四号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

##### ２

前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる児童に係る前条第二項第一号から第七号までに掲げる書類を添えなければならない。

##### ３

施設等受給資格者として児童手当の支給を受けている者（以下「施設等受給者」という。）が法第九条第一項の規定による児童手当の額の改定の請求を行う場合には、様式第五号による請求書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

##### ４

前項の請求書には、児童手当の額の増額の原因となる施設入所等児童に係る前条第四項第一号に掲げる書類を添えなければならない。

#### 第三条

一般受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第四号による届書を市町村長に提出しなければならない。

###### 一

一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳に満たない児童（法第六条第一項第一号イに規定する三歳に満たない児童をいう。）が三歳以上小学校修了前の児童（同号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童をいう。次号において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

###### 二

一般受給者に係る支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童が小学校修了後中学校修了前の児童（法第六条第一項第一号イに規定する小学校修了後中学校修了前の児童をいう。次号及び第七条第一項において同じ。）となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

###### 三

一般受給者に係る支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

###### 四

一般受給者に係る支給要件児童が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

##### ２

施設等受給者は、法第九条第三項の規定による児童手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、様式第五号による届書を市町村長に提出しなければならない。

###### 一

施設等受給者に係る施設入所等児童のうち三歳に満たない施設入所等児童（法第六条第一項第二号に規定する三歳に満たない施設入所等児童をいう。）が三歳以上の施設入所等児童（同号に規定する三歳以上の施設入所等児童をいう。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者となつたことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

###### 二

施設等受給者に係る施設入所等児童のうち中学校修了前の施設入所等児童（法第四条第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。第七条第二項において同じ。）が十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過したことにより、児童手当の額が減額することとなるとき。

#### 第四条（現況の届出）

一般受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第六号による届書を市町村長に提出しなければならない。

##### ２

前項の届書には、第一条の四第二項各号に掲げる書類を添えなければならない。

##### ３

施設等受給者は、毎年六月一日から同月三十日までの間に、その年の六月一日における状況を記載した様式第七号による届書を市町村長に提出しなければならない。

##### ４

前項の届書には、第一条の四第四項第二号に掲げる書類を添えなければならない。

#### 第五条（氏名変更等の届出）

一般受給者は、氏名（法人にあつては、その名称）を変更したとき、又は支給要件児童のうちに氏名を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

##### ２

施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

###### 一

施設等受給者が小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の名称を変更したとき。

###### 二

施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の四に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。

###### 三

施設等受給者が障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その氏名（法人にあつては、その名称）又は当該障害児入所施設等の名称若しくは種類を変更したとき。

###### 四

氏名を変更した施設入所等児童があるとき。

#### 第六条（住所変更等の届出）

一般受給者は、住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域内において住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を変更したときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

##### ２

一般受給者は、支給要件児童のうちに住所を変更した児童があるときは、十四日以内に、様式第八号による届書を市町村長に提出しなければならない。

##### ３

前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

###### 一

当該児童が、一般受給者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の市町村の区域外に住所を変更したとき又は当該市町村の区域外において住所を変更したとき（次号に該当する場合を除く。）は、当該児童の住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該児童が世帯主である場合にはその旨、当該児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの

###### 二

当該児童が第一条の理由により日本国内に住所を有しなくなつたときは、当該事実を明らかにすることができる書類

##### ４

施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならない。

###### 一

当該施設等受給者が、小規模住居型児童養育事業を行う者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき又は当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき。

###### 二

当該施設等受給者が、里親であり、かつ、その住所地の市町村の区域内において住所を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

###### 三

当該施設等受給者が、障害児入所施設等の設置者であり、かつ、その住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）を変更したとき若しくは当該障害児入所施設等の所在地の市町村の区域内において当該所在地を変更したとき、又は居住地を変更した施設入所等児童があるとき。

#### 第七条（受給事由消滅の届出）

一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十号による届書を市町村長に提出しなければならない。

##### ２

施設等受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第十一号による届書を市町村長に提出しなければならない。

#### 第八条（住民基本台帳法による届出）

住民基本台帳法第二十三条又は第二十四条の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九条の二の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第六条第一項若しくは第四項（同項第二号に該当する場合に限る。）又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

#### 第九条（未支払の児童手当の請求）

法第十二条第一項に規定する未支払の児童手当を受けようとする者は、様式第十二号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

##### ２

法第十二条第二項に規定する未支払の児童手当を施設入所等児童であつた者に受けさせようとする者は、様式第十三号による請求書を市町村長に提出しなければならない。

#### 第九条の二（小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者の請求書等の提出）

この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は障害児入所施設等ごとに行わなければならない。

#### 第十条（児童手当の支給に関する通知）

市町村長は、児童手当の受給資格及びその額についての認定その他児童手当の支給に関する処分を行つたときは、文書で、その内容を請求者又は一般受給者若しくは施設等受給者に通知しなければならない。

#### 第十一条（添付書類の省略等）

市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

##### ２

市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類を添えて提出させることができる。

#### 第十二条（公務員に関する特例）

公務員（法第十七条第一項に規定する公務員をいう。以下同じ。）についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

##### ２

公務員については、第八条の規定は、これを適用しない。

#### 第十二条の二

削除

#### 第十二条の三

削除

#### 第十二条の四

削除

#### 第十二条の五

削除

#### 第十二条の六

削除

#### 第十二条の七

削除

#### 第十二条の八

削除

#### 第十二条の九（児童手当に係る寄附）

法第二十条第一項の規定による児童手当に係る寄附の申出は、当該受給資格者に支給する児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）の額の全部又は一部について行うものとし、市町村長の定める日までに様式第十四号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

##### ２

市町村長は、法第二十条第一項の規定による申出により寄附を受けたときは、当該寄附を申し出た受給資格者に対して、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

###### 一

当該寄附をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

###### 二

当該市町村が寄附を受けた旨

###### 三

当該寄附の額

###### 四

当該寄附を受けた年月日

#### 第十二条の十（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

法第二十一条第一項及び第二項の規定による費用の支払の申出は、市町村長の定める日までに様式第十五号による申出書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。

##### ２

法第二十一条第一項の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

###### 一

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費

###### 二

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園又は特別支援学校の幼稚部（第五号において「幼稚園等」という。）の保育料

###### 三

学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部（第五号において「義務教育諸学校」という。）の児童又は生徒が各学年の課程において使用する学用品の購入に要する費用

###### 四

児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の利用に要する費用

###### 五

その他義務教育諸学校又は幼稚園等の学校教育に伴つて必要な費用

##### ３

法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

###### 一

児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用

###### 二

児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用

###### 三

児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業の利用に要する費用

###### 四

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する事業の利用に要する費用

###### 五

その他法第二十一条第一項に規定する児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類する費用

##### ４

法第二十一条第二項の内閣府令で定める費用は、第二項第二号から第五号まで及び前項各号に掲げる費用とする。

#### 第十二条の十一（特別徴収の通知）

法第二十二条第二項の内閣府令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

#### 第十二条の十二（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

法第二十二条の二第一項の規定による施設入所等児童に対する児童手当の支払は、施設等受給資格者に支給すべき児童手当のうち、当該施設入所等児童に係る部分を当該施設入所等児童（法第三条第三項各号に掲げる児童に該当しなくなつた者を含む。）ごとに支払うことによつて行うものとする。

#### 第十三条（身分を示す証票）

法第二十七条第二項（法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定によつて当該職員が携帯すべき身分を示す証票は、様式第十六号による。

#### 第十四条（報告書の提出）

法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法第七条第一項の認定をする者は、毎年三月末日までに、前年の三月からその年の二月までの間における児童手当の支給の状況についての報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

#### 第十五条（準用規定）

第一条、第一条の三、第一条の四第一項及び第二項、第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第七条第一項、第八条、第九条第一項、第十条から第十二条まで、第十二条の九から第十二条の十一まで並びに前条の規定は、法附則第二条第一項の給付について準用する。

# 附　則

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

##### ２

平成二十四年四月分及び五月分の児童手当の支給を受けようとする場合における法第七条第一項の規定による認定の請求については、様式第二号中「譲渡所得の有無」欄及び「所得の状況」欄には記載を要しないものとし、かつ、第一条の四第二項第八号及び第九号に掲げる書類は添付することを要しないものとする。

# 附　則（昭和四八年五月一〇日厚生省令第二二号）

この省令は、昭和四十八年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和五三年九月一日厚生省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行日前に児童手当の認定を請求した者であつて、昭和五十三年十月以降の月分の児童手当の支給を受けようとするものは、速やかに、所得割の額の有無を記載した届書（同年一月一日において住所地の市町村若しくは特別区の区域内に住所を有しなかつた者又は児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項に規定する公務員にあつては、所得割の額につき、その有無を明らかにすることができる市町村長又は特別区の長の証明書とする。）を市町村長若しくは特別区の長又は同項の表の下欄に規定する者に提出しなければならない。

# 附　則（昭和五六年六月一六日厚生省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五七年五月三一日厚生省令第二三号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。

# 附　則（昭和六〇年一一月二〇日厚生省令第四三号）

この省令は、昭和六十一年六月一日から施行する。

##### ２

昭和六十一年六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間においては、改正後の児童手当法施行規則（以下「新規則」という。）第一条第二項第四号中「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないもの（満十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童に限る。以下同じ。）があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「十五歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校又は盲学校、聾ろう  
学校若しくは養護学校の中学部（以下「中学校等」という。）に在学する児童があるときは、在学証明書」と、新規則第五条中「病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないものがあるときは、速やかに、当該事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「十五歳に達した日の属する学年の末日以後引き続いて中学校等に在学するに至つた児童があるときは、速やかに、在学証明書」とする。

##### ３

昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間においては、新規則第一条第二項第四号中「支給要件児童のうちに病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないもの（満十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童に限る。以下同じ。）があるときは、当該事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「削除」と、新規則第二条第二項中「第四号まで」とあるのは「第三号まで」と、新規則第五条中「受給者は、支給要件児童のうちに病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないものがあるときは、速やかに、当該事実を明らかにすることができる書類を市町村長に提出しなければならない。」とあるのは「削除」と、新規則第十四条第一項の表中「／第四条第一項／第五条／」とあるのは「第四条第一項」とする。

##### ４

法附則第六条第二項において準用する法第十七条第一項の規定によつて読み替えられる法附則第六条第二項において準用する法第七条の認定をする者が昭和六十二年に厚生大臣に提出する法附則第六条第一項の給付の支給の状況の報告書については、新規則第十七条において準用する新規則第十六条中「三月から」とあるのは、「六月から」とする。

# 附　則（昭和六三年三月一八日厚生省令第八号）

この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（昭和六三年五月三一日厚生省令第三九号）

この省令は、昭和六十三年七月一日から施行する。

##### ３

第三条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

##### ５

昭和六十三年六月一日前における児童手当法施行規則第一条第二項第五号の規定の適用については、同号中「計算した所得の額」とあるのは「計算した所得の額と昭和六十三年度分の市町村民税（特別区が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。）に係る同法附則第三十三条の四第四項において準用する同条第一項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額とを合算した額」とする。

# 附　則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

##### ４

この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

# 附　則（平成三年七月一九日厚生省令第四二号）

この省令は、平成四年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成五年一二月二一日厚生省令第五〇号）

この省令は、平成六年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成六年二月二八日厚生省令第六号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（平成六年三月三一日厚生省令第二八号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

# 附　則（平成七年三月三〇日厚生省令第二一号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成九年一二月二六日厚生省令第九二号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一一年一月一一日厚生省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による請求書及び届の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一一年五月二八日厚生省令第六〇号）

この省令は、平成十一年七月一日から施行する。

##### ４

第五条の規定の施行の際現にある同条の規定による改正前の様式による請求書及び届の用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一二年五月二六日厚生省令第九六号）

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

##### ３

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ４

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一四年三月二六日厚生労働省令第三五号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際第一条による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一四年五月二四日厚生労働省令第七〇号）

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

###### 一及び二

略

###### 三

第四条及び附則第五項の規定

##### ５

第四条の規定の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一六年六月一八日厚生労働省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第八五号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一八年五月三一日厚生労働省令第一二五号）

この省令は、平成十八年六月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成一九年三月三一日厚生労働省令第六九号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

# 附　則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年三月三一日厚生労働省令第五一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三一日厚生労働省令第六六号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 第二条（様式に関する経過措置）

この省令の施行の際平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号）の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある次の各号に掲げる様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

###### 一

この省令による改正前の様式

###### 二

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）の様式

###### 三

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則の様式

# 附　則（平成二四年五月一八日厚生労働省令第八四号）

この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成二六年一一月一三日厚生労働省令第一二二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）

この省令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成二七年一二月一八日内閣府令第七三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成二八年一月二九日内閣府令第三号）

この府令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日内閣府令第一七号）

この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二九年七月三日内閣府令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成二九年一二月一四日内閣府令第五三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成三十年一月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第八号の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

##### ２

この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（平成三〇年五月三〇日内閣府令第二三号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成三十年六月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項第十号の規定は、平成三十年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

##### ２

この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（令和元年五月七日内閣府令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（令和元年六月二七日内閣府令第一五号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年三月二七日内閣府令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、令和二年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（令和二年五月二五日内閣府令第四二号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この府令の施行の際この府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 附　則（令和二年一二月二四日内閣府令第七六号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、令和三年一月一日から施行する。

###### 一

第一条中児童手当法施行規則様式第一号、様式第三号から様式第五号まで及び様式第七号から様式第十三号までの改正規定、同令様式第二号及び様式第六号の改正規定（「（（印））」及び「記入押印に代えて、署名することができます。」を削る部分に限る。）並びに同令様式第十四号及び様式第十五号の改正規定

###### 二

第一条中児童手当法施行規則様式第二号及び様式第六号の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）

#### 第二条（児童手当法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の児童手当法施行規則第一条の四第二項の規定は、令和三年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求については、なお従前の例による。

##### ２

この府令（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項及び次項において同じ。）の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ３

この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。